

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月3日

伊賀市長 岡本 栄

## 伊賀市条例第30号

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第22号)  
の一部を次のように改正する。

第1条中「第79条の規定に基づき、自家用自動車による乗合旅客運送」を「第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送」に改める。

第2条の見出し中「路線」を「路線等」に改め、同条第1項を次のように改める。

伊賀市が行う自家用有償旅客運送は、その名称を行政サービス巡回車(以下「巡回車」という。)とし、定時定路線型(路線、区間及び停留所を定め、定時に運行する方式をいう。以下同じ。)及びデマンド型(運行区域を定め、利用希望者の予約に応じ運行する方式をいう。以下同じ。)により行う。

第2条第2項中「巡回車」を「定時定路線型の巡回車」に改め、同条に次の1項を加える。

3 デマンド型の巡回車の運行区域は、別表第2のとおりとする。

第3条第2項中「臨時運行又は運行休止をする」を「臨時に巡回車を運行し、又は巡回車の運行を休止する」に改める。

第4条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条第2項中「回数券」を「市長が発行する回数券」に、「別表第3」を「別表第4」に改める。

第7条中「運行業務」を「巡回車の運行業務」に、「、当該地域」を「当該地域」に改める。

第8条第1項第3号中「利用者」を「機能」に改め、「障害が」の次に「あることが」を加える。

第9条中「又は」の次に「利用者が」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

運行区域名	運行区域
島ヶ原区域	島ヶ原支所管内
島ヶ原・小田町区域	島ヶ原支所管内及び小田町内における市長が指定する場所を結ぶ区間

別表第3中「1 回数券」を「回数券」に改め、200円券 11枚つづりの項の前に次のように加える。

500円券 11枚つづり	5,000円
--------------	--------

別表第3中「2 定期券」を「定期券」に改め、同表備考中「別表第2」を「別表第3」に、「算定した」を「得た」に改め、同表を別表第4とする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

定時定路線型

区分	使用料の額
大人（中学生以上）	200円
小児（小学生）	100円
幼児（1歳から小学校入学前まで）	同伴者（大人）1人につき、幼児1人は無料、2人目からは小児運賃。幼児単独で乗車する場合は小児運賃
乳児（1歳未満）	無料

デマンド型

運行区域	区分	使用料の額
島ヶ原区域	大人（中学生以上）	200円
	小児（小学生）	100円
	幼児（1歳から小学校入学前まで）	同伴者（大人）1人につき、幼児1人は無料、2人目からは小児運賃。幼児単独で乗車する場合は小児運賃
	乳児（1歳未満）	無料

島ヶ原・小田 町区域	大人（中学生以上）	500 円
	小児（小学生）	250 円
	幼児（1歳から小学 校入学前まで）	同伴者（大人）1人につき、幼児1人は無料、2 人目からは小児運賃。幼児単独で乗車する場合は 小児運賃
	乳児（1歳未満）	無料

附 則

この条例は、令和5年8月28日から施行する。ただし、別表第3の200円券 11枚つ  
づりの項の前に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

伊賀市支所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月3日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第31号

伊賀市支所設置条例の一部を改正する条例

伊賀市支所設置条例（平成16年伊賀市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表伊賀支所の項中「下柘植728番地」を「新堂313番地1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

伊賀市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月3日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第32号

伊賀市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例

(伊賀市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 伊賀市子ども・子育て会議条例（平成19年伊賀市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「伊賀市子ども・子育て支援事業計画」の策定、達成状況の検証等を行い、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため」を「この条例は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定により」に改める。

第2条第1号中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項」を「法第72条第1項各号」に改め、同条第2号中「その他市長」を「前号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第3条第2項第1号及び第2号中「の代表者」を「を代表する者」に改め、同項第4号中「その他市長」を「前3号に掲げる者のほか、市長」に改める。

第4条第1項ただし書中「再任を妨げない」を「補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員の再任は、妨げない。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員長を定めない場合にあつては、会議は、市長が招集する。

(伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に改め、「の数」を削り、「いる法第19条第1項第1号」を「いる同号」に、「の法第19条第1項第1号」を「の同号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第2号」を「係る法第19条第2号」に改め、「の数」を削り、「いる法第19条第1項第2号」を「いる同条第2号」に、「の法第19条第1項第2号」を「の同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を加え、「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ中「第三学年修了前子ども（小学校）」を「第3学年修了前子ども（小学校）」に、「第一学年から第三学年」を「第1学年から第3学年」に改め、「以下」の次に「この」を加え、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第三学年修了前子ども（その）」を「第3学年修了前子ども（その）」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「この」を「以下この」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「の数及び」を「及び」に、「いる法第19条第1項第2号」を「いる同条第2号」に、「定められた法第19条第1項第2号」を「定められた法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号に」を「同号に」に、「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に、「法第19条第1項第2号に」を「同条第2号に」に、「り」とを「り」とに改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「第19条第1項第2号」を「第19条

第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「の数及び」を「及び」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に改め、「の数」を削り、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号に」を「同号に」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に、「と、第13条第2項」を「と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条」を「伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市条例第34号）第43条」に改める。

第39条第2項中「係る法第19条第1項第3号」を「係る法第19条第3号」に改め、「の数」を削り、「の法第19条第1項第3号」を「の同号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「の定員」を削る。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、「の数」を削り、「第19条第1項第1号に」を「第19条第1号に」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定」に、「第2項から第4項まで」を「前3項」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「の数及び」を「及び」に、「法第19条第1項第3号」を「同条第3号」に、「当該特別利用地域型保育」を「当該特別利用地域型保育」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）」を「令」に改める。

(伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年伊賀市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正)

第4条 伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成27年伊賀市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



伊賀市上野図書館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月3日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第33号

伊賀市上野図書館設置条例の一部を改正する条例

伊賀市上野図書館設置条例(平成16年伊賀市条例第251号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表上野図書館いがまち図書室の項中「下柘植702番地」を「新堂313番地19」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。